

鯖江市告示第 1 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、本市の町の区域ならびに字の区域および名称を変更したので、同条第 2 項の規定により別紙のとおり告示する。

なお、この届出に係る町の区域ならびに字の区域および名称の変更は、土地改良法第 8 9 条の 2 第 1 0 項において準用する同法第 5 4 条第 4 項の規定による県営土地改良（区画整理）事業北中山北部地区（全工区）についての換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生じるものとする。

平成 2 0 年 8 月 5 日

鯖江市長 牧 野 百 男

町の区域ならびに字の区域および名称の変更調書

次の区域を磯部町 7 字門ヶ町に編入する。

町	字	地番
磯部町	10 字 九之町	8 の一部 9 の 1 の一部

次の区域を磯部町 8 字清水町に編入する。

町	字	地番
磯部町	10 字 九之町	1 の 1 から 1 の 6 まで 2 3 の 1 3 の 2 4 の 1 から 4 の 3 まで 5 の 1 の一部 5 の 2 の一部 6 の一部 7 8 の一部 9 の 1 の一部 9 の 2 9 の 3 10 11 の 1 の一部

次の区域を磯部町 10 字九之町に編入する。

町	字	地番
磯部町	9 字 山王	37 の 3

次の区域を磯部町 12 字二之町に変更する。

町	字	地番
磯部町	11 字 藤町	1 の一部 7 の一部 8 の一部
	16 字 二之町	1 2 の 1 2 の 2 3 の 1 3 の 2 4 から 6 まで 7 の一部 8 9 の一部

次の区域を磯部町 13 字惣之町に変更する。

町	字	地番
磯部町	12 字 惣之町	1 の一部 2 の 1 2 の 2 3 4 の 1 4 の 2 5 6 の 1 から 6 の 3 まで 7 の一部
	16 字 二之町	7 の一部 9 の一部

次の区域を磯部町 1 4 字岩ヶ町に編入する。

町	字	地番
磯部町	1 2 字 惣之町	1 の一部 7 の一部 8
	1 3 字 蛸ヶ町	1 2 の 1 2 の 2 3 4 の 1 4 の 2 5 の 1 5 の 2 6 の 1 6 の 2 7 から 9 まで

次の区域を磯部町 1 6 字麻ヶ町に変更する。

町	字	地番
磯部町	2 1 字 六反田	4 7 の 1 の一部 4 8 の 1 4 9 の 1 5 0 の 1 5 1 の 1 5 2 の 1 5 3 の 1 5 4 の 1 5 5 5 6 の 1 5 6 の 2 5 7 の 1 から 5 7 の 3 まで 6 0 6 1 の一部 6 2 の一部 6 4 から 6 6 までの各一部
これらの区域に介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を磯部町 1 7 字寿志田に編入する。

町	字	地番
磯部町	2 1 字 六反田	6 4 から 6 6 までの各一部

次の区域を磯部町 1 8 字大田に編入する。

町	字	地番
磯部町	1 7 字 寿志田	5 の一部 1 0 の一部 1 2 1 3 の一部

次の区域を戸口町 1 字水窪に編入する。

町	字	地番
磯部町	2 1 字 六反田	2 4 の 1 の一部
中戸口町	2 7 字 佃	2 4 の一部
	2 8 字 三郎丸	2 4 の一部
これらの区域に隣接する道路である市有地の全部		

次の区域を中戸口町 5 字流田に編入する。

町	字	地番
中戸口町	1 1 字 堂ノ口	2 4 の 1 の一部 3 9 の一部

次の区域を中戸口町 2 8 字三郎丸に編入する。

町	字	地番
中戸口町	2 7 字 佃	2 1 の一部 2 4 の一部 3 0 3 1 の 1